

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書

2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で採択された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

多くの自治体で旧「妊娠中毒症等療養援護」と同様の制度があるが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」は13道県156市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法6条で妊娠中又は出産後一年以内の女子と規定）について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については直ちに廃止すべきである。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 一、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。
- 一、福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣